

## ( 別紙 1 )

## ( 1 ) 訪問介護の利用料金 (要介護度 1～5)

1回あたりの所要時間 (基本単位数)		利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体 介 護	20分以上30分未満 (244単位)	2,491円	250円	499円	748円
	30分以上1時間未満 (387単位)	3,951円	396円	791円	1,186円
	1時間以上1時間30分未満 (567単位)	5,789円	581円	1,159円	1,737円
	1時間30分以上 (30分増すごとに82単位加算)	837円加算	84円加算	168円加算	251円加算
生 活 援 助	20分未満				
	20分以上45分未満 (179単位)	1,828円	183円	366円	548円
	45分以上 (220単位)	2,246円	225円	450円	674円

## 【加算】

加算の種類	加算の要件	加算単位数・加算率
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位 (初回利用月に1回)
生活機能向上連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	100単位 (3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算Ⅱ	加算Ⅰに加え、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等も訪問して行う場合	200単位 (初回利用月に1回)
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合	100単位 (1回につき)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービスを提供する場合	上記基本単位数の25%
	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供する場合	上記基本単位数の50%
介護職員処遇改善加算Ⅱロ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用単位数の26.6%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

( 別紙 1 )

(2) 第1号訪問事業の利用料金(要支援1・2)

サービス名称	サービス内容	利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問型サービスⅠ (1,176単位/月)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者(要支援1・2)	12,007円	1,201円	2,402円	3,603円
訪問型サービスⅡ (2,349単位/月)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者(要支援1・2)	23,984円	2,399円	4,797円	7,196円
訪問型サービスⅢ (3,727単位/月)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者(要支援2)	38,053円	3,806円	7,611円	11,416円

※訪問型サービスには、身体介護及び生活援助の区別はありません。

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算単位数・加算率
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位 (初回利用月に1回)
生活機能向上連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	100単位 (3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算Ⅱ	加算Ⅰに加え、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等も訪問して行う場合	200単位 (初回利用月に1回)
介護職員処遇改善加算Ⅱロ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用単位数の26.6%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス提供の24時間前までの間に連絡がなかった場合	1回につき一律1,000円

(4) 支払い方法

利用料は1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、集金または金融機関口座からの自動引落としてお支払いください。